

定額給付金の申請期限が迫っています (申請は9月25日まで)

定額給付金について、現在、受け付けを行っています。まだ申請をしていない人は、申請をお願いします。

◆対象者

基準日（平成21年2月1日）において1または2のいずれかに該当する人

1. 荒尾市の住民基本台帳に記録されている人
2. 荒尾市の外国人登録原票に登録されている人

③ 申請書で指定した口座の預金通帳のコピー

※まだ申請をしていない人は

①～③を揃え、申請書に同封している返信用封筒で郵送による申請、または窓口申請してください。

◆給付額

対象者1人につき1万2千円

※基準日に65歳以上または18歳以下の人は1人につき2万円

◆申請・給付の方法

・郵送若しくは窓口で申請してください。

・口座振り込み若しくは窓口でお支払いします。

※申請後3～4週間後の支給になります。

※窓口での支払いは、口座振替が困難な場合のみ受け付けます。

◆申請書類

① 申請書

② 身分証明書のコピー（運転免許証、健康保険証など）

◆申請期限

平成21年9月25日（金）まで

※当日消印有効。期限を過ぎると受給出来なくなりますので、お早めに申請をお願いします。

【問】 定額給付金対策室
☎ 63-1244

《振り込み詐欺にご注意を！》

定額給付金支給の関係で、市が市民の皆さまに世帯構成や、銀行の口座番号など、個人情報や電話で照会したり、現金や手数料の振り込みを要求することはありませんので、十分にご注意ください。※ご自宅や職場などに不審な電話や郵便物がありましたら、迷わず市役所または最寄りの警察署、交番（警察相談電話 ☎ # 9110）にご連絡ください。

「新型インフルエンザ」の予防と対策

新型インフルエンザがまだ広がっています。今後も残暑が続く、夏の疲れで体力も落ちている時期でもありますので、次のことに注意して、予防に心がけましょう。

1 予防のために、個人でできること

- 季節性のインフルエンザと同じで、予防は、石けんでの手洗い、うがいです
- 休養と栄養をとり「体調が悪い」と感じたら無理をしないこと
- 人混みは避けましょう



2 人にうつさないために

「咳エチケット」を心がけましょう

- 咳・くしゃみの時はティッシュなどで口や鼻を覆い、他の人から顔をそむけ2m以上離れましょう
- 使ったティッシュはきちんとゴミ箱に捨てましょう
- 咳が続くときは、マスクを着けましょう
- かかったと思ったら、仕事、学校を休み、人との距離をとりましょう



3 急な発熱と咳やのどの痛みなどの症状が出たとき

感染した場合、かかりつけ医での受診と自宅療養が原則となっていますので、まず電話でかかりつけ医に問い合わせ、受診時間などの指示を受けて受診してください



【問】 保健センター ☎ 63-1133

10月1日から

市県民税の年金からの引き落としが始まります

平成21年10月から、公的年金所得にかかる市県民税の支払方法が変わります。

公的年金を受給されていて、市県民税の納税義務のある人は、今までは納付書や口座振替でお支払いいただいていたのですが、今回の制度導入により、10月以降に支払うべき市県民税額が公的年金から特別徴収（引き落とし）されることとなります。

対象となる人

平成21年4月1日現在で

- ・65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得にかかる市県民税の納税義務のある人。
- ・年額18万円以上の老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等を受給している人。
- ・介護保険が年金から特別徴収（引き落とし）されている人。



対象となる年金

老齢基礎年金などの老齢または退職を支給事由とする国民年金、厚生年金、共済年金など。障害年金や遺族年金などの非課税の年金からは、市県民税の引き落としはされません。

対象となる税額

国民年金、厚生年金、共済年金などを含む全ての公的年金などにかかる所得額に応じた税額が特別徴収（引き落とし）の対象となります。ただし、その税額は、老齢基礎年金または老齢年金、退職年金などから特別徴収（引き落とし）されます。

年金所得の他に給与所得、不動産所得などがある場合、これらの所得にかかる市県民税については、従来どおりの方法（普通徴収・給与特別徴収）によりお支払いいただくこととなります。

実施時期

平成21年10月支給分の年金から

市県民税の公的年金からの特別徴収制度では、受給者が支払うべき市県民税を社会保険庁などの「年金保険者」が市役所へ直接納め、受給者には、年金から市県民税を差し引いた差額が支払われることとなります。納税のために金融機関へ出向いたり、現金を用意する必要がありません。

この制度は、市県民税の支払い方法を変更するものであり、これにより新たな負担は生じません。なお、特別徴収（引き落とし）の開始は、平成21年10月支給分の年金からで、平成21年度については10月・12月・2月の年金から、平成22年度については、年税額を4月・6月・8月・10月・12月・2月の6回に分けて特別徴収（引き落とし）することとなります。

特別徴収が中止となる場合

特別徴収開始後に市外への転出、税額の変更、年金の支給停止などがあつた場合は、特別徴収（引き落とし）が中止となり、普通徴収（納付書で収める方法）に変更となります。

※今回の改正は納税方法を変更するものであり、新たな税負担が生じるものではありません。

【問】 税務課 ☎63-1342

荒尾市のHPにも「公的年金に係る個人住民税の特別徴収について」を掲載しています。